

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 治承の兵燹に纏はる佛像   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 保坂, 三郎(Hosaka, Saburo)  |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 1944  |
| Jtitle           | 史学 Vol.22, No.2/3 (1944. 7) ,p.177(271)- 214(308)   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            |   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19440700-0177">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19440700-0177</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 治承の兵燹に纏はる佛像

保坂三郎

はしがき

- 一 治承の兵燹と興福寺東金堂
- 二 東金堂再建と其の本尊
- 三 山田寺講堂本尊（一）
- 四 山田寺講堂本尊（二）
- 五 むすび

はしがき

鎌倉時代初期に於ける慶派の活躍が餘りにも大であり、且その遺品が割合に多く残存してゐて、それに眼が奪はれ勝ちである爲か、治承の兵火によつて失はれた佛像に如何なるものが存したかは殆んど顧みられたことがない。しかもし左に掲ぐる平家物語の記事を熟讀するならば、文化史上極めて重視さる可き遺品が烏有に歸してゐることが想像されるであらう。そしてもし美術史の研究が現存遺

品の考究にのみ止まらず、嘗つてありしものゝ復原的考究をも含むとするならば、この記載は看過される可きではないであらう。又稍觀點を移動させて現今美術史研究の對象となつてゐる佛像に對して、その像の造られた頃の人々は、如何なる態度でそれに臨んでゐたかも考へらる可き一つの問題でなければならぬ。治承の兵火といふ一つの大きな事件に纏はつて、これらの問題が如何に展開したかを二三の佛像を抽出して考究し、更にそれらを通して佛像なるものゝ一側面を觀察してみたい。

### 一 治承の兵燹と興福寺東金堂

先づ平家物語「奈良炎上」「新院崩御」等二條の全文を、長きに失す憾はあるが引用する。それは假令この文中に文藝的表現が混在してゐるとしても、この二條程兵燹のみならず、兵燹に對する人の内的動きを記述したものはないからである。そして後者については引用を以て拙文を抄略することにする。

奈良炎上

都には又高倉宮園城寺へ入御の時、南都の大衆同心して、剩へ御迎に參る條、是以て朝敵なり。

されば南都をも三井寺をも攻らるべしといふ程こそ在けれ。奈良の大衆おびただしく蜂起す。攝政殿より「存の旨あらば、幾度も奏聞にこそ及ばめ。」と仰下されけれ共一切用たてまつらず。

有官の別當忠成を御使に下されたりければ「しや乗物より取て引落せ、髻切れ。」と騒動する間、忠成色を失て逃上る。次に右衛門佐親雅を下さる。是をも「髻切れ。」と大衆ひしめきければ、取る物も取敢ず、逃上る。其時は勸學院の雜色二人が髻切れけり。又南都には大なる毬杖の玉を作て、是は平相國の頭と名附て「打て、踏め。」などぞ申ける。「詞の漏し易は殃を招く媒也。詞の慎まざるは、破れを取る道也。」と云へり。此入道相國と申は、かけまくも忝く當今の大祖にて坐ます。其をか様に申ける南都の大衆、凡は天魔の所爲とぞ見えたりける。

入道相國か様の事共傳聞給ひて、爭か好しと思はるべき。且々南都の狼藉を靜めんとて、備中國の住人瀬尾太郎兼康、大和國の檢非所に補せらる。兼康五百餘騎で南都へ發向す。「相構て、衆徒は狼藉を致すとも、汝等は致すべからず。物具なせそ。弓箭な帶しそ。」とて向はれたりけるに、大衆かゝる内議をば知らず、兼康か餘勢六十餘人擄取て、一々に皆頸を斬て猿澤の池の端にぞ懸竝べたる。入道相國大に怒て「さらば南都を攻めよや」とて大將軍には頭中將重衡、副將軍には中宮亮通盛、都合其勢四萬餘騎で南都へ發向す。大衆老少嫌はず七千餘人甲の緒をしめ、奈良坂、般若寺、二箇所の路を堀切て、堀ほり、垣楯かき、逆茂木引て待かけたり。平家は四萬餘騎を一手に分て、奈良坂、般若寺、二箇所の城郭に押寄て、鬨をどとつくる。大衆は皆歩立打物なり。官軍は馬にてかけまはしあそここゝに追懸／＼指つめ引つめ散々に射ければ、

防ぐ所の大衆數を盡いて討れにけり。卯の刻に矢合して一日戰ひ暮す。夜に入て、奈良坂、般若寺、二箇所の城郭共に破れぬ。落行く衆徒の中に坂四郎永覺と云ふ惡僧あり。打物持ても弓箭を取りても刀の強さも七大寺十五大寺に勝たり。崩黃威の腹巻の上に、黒絲威の鎧を重てぞ著たりける。帽子甲に五枚甲の緒をしめて、左右の手には茅の葉の様に反たる白柄の大長刀、黒漆の太刀持つまゝに、同宿十餘人前後にたて、てがいの門より打て出でたり。是ぞ暫支たる。多くの官兵、馬の足薙れて討れにけり。されども官軍は大勢にて、入替入替攻ければ、永覺が前後左右に防ぐ所の同宿皆討れぬ。永覺只獨猛けれども、後あらはになりければ、南を指いて落ぞ行く。

夜軍に成て、暗は暗し、大將軍頭中將重衡、般若寺の門の前に打立て「火を出せ」と宣ふ程こそ在けれ。平家の勢の中に播磨國の住人福井庄の下司、次郎太夫友方と云ふ者、楯を破り續松にして、在家に火をぞ懸けたりける。十二月二十八日の夜なりければ風は烈しく、火本は一つなりけれども、吹迷ふ風に、多くの伽藍に吹かけたり。恥をも思ひ、名をも惜む程の者は、奈良坂に討死し、般若寺にて討れにけり。行歩に叶へる者は、吉野十津川の方へ落ゆく。歩も得ぬ老僧や、尋常なる修學者、児ども、女童部は、大佛殿、山階寺の内へ我先にとぞ逆行ける。大佛殿の二階の上には、千餘人昇り上り、敵の續くを上せじと階を引てけり。猛火は正う押懸たり。喚叫ふ聲、焦熱、大焦熱、無間阿鼻の焰の底の罪人も、是には遇じとぞ見えし。

興福寺は淡海公の御願、藤氏累代の寺なり。東金堂に坐ます佛法最初の釋迦の像、西金堂に坐ます自然湧出の觀世音、瑠璃を竝べし四面の廊、朱丹を交へし二階の樓、九輪空に輝きし二基の塔、忽に煙となるこそ悲しけれ。東大寺は常在不滅、實報寂光の生身の御佛と思めし準へて、聖武皇帝、手ら親ら琢き立給ひし金銅十六丈の盧舍那佛、烏瑟高く顯れて、半天の雲にかくれ、白毫新に拜れ給ひし滿月の尊容も、御頭は燒落ちて大地に有り、御身は鎔合て山の如し。八萬四千の相好は、秋の月早く五重の雲に掩隠れ、四十一地の瓔珞は、夜の星空く十惡の風に漂ふ。煙は中天に満々て、炎は虛空に隙もなし。親りに見奉る者、更に眼を當す遙に傳聞く人は肝魂を失へり。法相三論の法門聖教、總て一卷も殘らず。我朝はいふに及ばず、天竺震旦にも、是程の法滅有るべじともおぼえず。優填大王の紫磨金を塗き、昆首羯摩が赤栴檀を刻じも纏に等身の御佛なり。況や是は南閻浮提の中には、唯一無雙の御佛、長く朽損の期あるべしとも覺えざりしに、今毒縁の塵に交て、久く悲を残し給へり。梵釋四王龍神八部、冥官冥衆も驚き騒給ふらんとぞ見えし。法相擁護の春日大明神、如何なる事をか覺しけん。されば春日野の露も色變り、三笠山の嵐の音、恨る様にぞ聞えける、焰の中に焼死ぬる人數をしるいたりければ、大佛殿の二階の上には一千七百餘人、山階寺には八百餘人、或御堂には五百餘人、或御堂には三百餘人具に記いたりければ、三千五百餘人なり。戰場にして討るゝ大衆千餘人少々は般若寺の門に切かけ、少々は頸共持

せて都へ上り給ふ。

二十九日、頭中將、南都亡して北京へ歸りいらる、入道相國ばかりぞ、憤晴て喜ばれける。中宮一院上皇攝政殿以下の人々は「惡僧をこそ滅すとも、伽藍を破滅すべしや」とぞ御歎有ける。衆徒の頸ども本は大路を渡いて、獄門の木にかけらるべしと聞えしかども、東大寺興福寺の亡ぬる淺ましさに沙汰にも及ばず。あそここの溝や堀やにぞ捨置ける。聖武皇帝の宸筆の御記文には「我寺興複せば天下も興複し、我寺衰微せば天下も衰微すべし」と遊されたり。されば天下の衰微せん事、疑なしとぞ見えたりける。淺ましかりつる年も暮れ、治承も五年に成にけり。

### 新院崩御

治承五年正月一日のひ、内裏には、東國の兵革、南都の火災に依て、朝拜停められ、主上出御もなし。物の音も吹鳴さず、舞樂も奏せず、吉野の國柄も參らず、藤氏の公卿一人も參せられず、氏寺焼失に依て也。二日のひ殿上の宴醉もなし。男女打ひそめて、禁中忌々しうぞ見えける。佛法王法ともに盡ぬる事ぞ淺ましき。一院仰なりけるは、「我れ十善の餘薰に依て萬乘の寶位を保つ。四代の帝王、思へば子也孫也。如何なれば萬機の政務を停められて、空う年月を送らむ」とぞ御歎有ける。

同五日のひ、南都の僧綱等、闕官せられ公請を停止し、所職を沒收せらる。衆徒は老たるも若き

も、或は射殺され、或は斬殺され、或は煙の中を出でず、炎に咽んで多く亡にしかば、纔に殘る輩は山林に交り、跡を留る者一人もなし。興福寺別當花林院僧正永圓は、佛像經卷の煙とのぼりけるを見て、あな淺ましと心打騒ぎ心をくだかれけるより病附て、幾程もなく終に失給ぬ。此僧正は優に情深き人也。或時郭公の鳴を聞いて、

聞く度にめづらしければほとゝぎす、いつも初音の心地こそすれ  
と云歌を詠うて、初音僧正とぞ云れ給ける。

但しかたのやうにても御齋會は在べきにて僧名の沙汰在しに、南都の僧綱は闕官せられぬ、北京の僧綱を以て行はるべきかと公卿僉議あり、さればとて南都をも果させたまふべきならねば、三論宗の學生、成法已講が勸條寺に忍つゝ隠れ居たりけるを召出されて、御齋會形のごとくに行はる。上皇は、去去年法皇の鳥羽殿におしこめられさせ給し御事、去年高倉宮の討たれさせ給し御有様、都遷とて淺間しかりし天下の亂れ、加様の事共御心苦しう思食されけるより御惱つかせ給ひて、常は煩しう聞えさせ給ひしが、東大寺興福寺の亡びぬるよし聞召されて、御惱彌重らせ給ふ。法皇斜ならず御歎有し程に同正月十四日六波羅池殿にて、上皇終に崩御成ぬ。御宇十二年、德政千萬端、詩書仁義の廢ぬる道を興し、理世安樂の絶たる跡を繼給ふ。三明六通の羅漢も免れ給はず。幻術變化の權者も遁ぬ道なれば、有爲無常の習なれども、理過てぞ覺ける。やがて其夜

東山の麓、清閑寺へ遷し奉り、夕の煙とたぐへ、春の霞と上らせ給ひぬ。澄憲法印御葬送に參會んと、急ぎ山より下られけるが、はや空しき煙と成らせ給ふを見参せて、

常に見し君が御寺をけふ問へば、かへらぬ旅ときくぞ悲しき。

又或女房、君隱させ給ひぬと承て、かうぞ思ひつゝけける。

雲の上に行末遠く見し月の、光きえぬときくぞかなしき。

御年廿一。内には十戒を保ち、外には五常を亂らず。禮義を正うせさせ給ひけり。末代の賢王にて坐ましければ、世の惜み奉る事、月日を失へるが如し。かやうに人の願も叶はず、民の果報も拙き人間の境こそ悲けれ。

叔上に引用せる文中特に注目さるべき一はその頃興福寺東金堂に「佛法最初の釋迦像」が存しそれがこの兵火で鳥有に歸したといふ記事であらう。

一體興福寺東金堂の濫觴は神龜年間に元正天皇の御眼病御平癒を御祈念の爲聖武天皇が創建せられたものと興福寺關係の記錄は傳承してゐる。〔註〕しかし根本史料を缺くこととてそれも全般的に信じてよいかどうかはわからない。しかし他に據る可き資料もないから假にさう認めると別段この堂と「佛法最初の釋迦像」との間には有機的な關聯はないのであるが、この神龜年中より二百五十年程後の永觀二年に源爲憲が撰した三寶繪詞にも、

新羅よりたてまつれりし釋迦佛の像は、いま山階寺の東の堂にすへたてまつれり百濟國の石像今  
の古京の元興寺の東の堂におきてまつれり

とあつて、興福寺東金堂にこの様な傳承を持つ釋迦像の存したのはかなり古いことであるらしい。こ  
れが實際に日本書紀にいふ敏達天皇八年に新羅より奉りしもの自體かどうかはこれだけの記録からは  
知る由もないが、南都七大寺巡禮私記の東金堂の條によれば

東金堂一字 五間四面 瓦葺 入道殿大相國御修行記  
西向 云寛仁元年爲神火燒亡 中尊丈六金色藥師坐像  
等身文殊淨名座像 彩色 又等身梵天帝尺十二神將立像

光中化佛四十七  
躰、飛天十三躰 立像

斯寺本佛者往年燒亡之刻皆委燒失其後長者殿下課定朝造此像 云々 其光□神妙也 (中略) 金銅釋迦  
像 尺許 蓮花座 有垂裳 金銅脇士菩薩立像 左觀世音  
右虛空藏 斯像者本朝第卅代王欽明天皇御宇十三年 壬申十月從百濟  
國所奉渡也

とあつて、欽明天皇の御宇に百濟より獻じた所のものであると記してゐる。今この據り所も不明では  
あるが、唯この記述で注目すべきは、該像が、「金銅」の釋迦像で、高さは三尺許、そして「垂裳」—  
—これは恐らく今裳懸座といつてゐるものであらう——を有するといふ諸點である。ひいきめにみて  
ゐるせいか、眼前に想起されるのは御物四十八體佛の様式である。もしさうであつたとすれば、韓國  
より傳來した釋迦像たる可能性は餘程大である。勿論當時餘り眼にふれぬ古い様式をもつ佛像にこん

な附會が平安時代の初頃になつて發生したのかも知れぬけれども。

唯この南都七大寺巡禮私記は近年の研究に従へば保延の頃大江親通なるものが、南都の寺々を巡拜した時、目撃したまゝを記したものであると云はるゝから、少くともこの像の様式に對する記述には信を措いても差支へなから可く、又保延より治承の間に東金堂にさしたる災はなかつたから親通の目撃したもののが治承の兵火で焼失したものであることも疑ひない所であらう。そして此處に元亨釋書資治表に

敏達天皇八年十月新羅國貢釋迦像（中略）今見在興福寺東金堂

とみゆる一條を書に加へると、新羅奉る所の釋迦像の方に分が強くなる。しかし元亨釋書の出來た頃「まのあたり」東金堂に在した金銅の三尊像は後に解くが如く、山田寺講堂本尊であつて、こゝに問題の像はこの書の出來た頃は治承の兵火で煙と化してしまつてゐる筈である。考證に史料的整備を缺くが此處で特に強調するのはその考證よりも、佛教渡來の時は排佛派の急先鋒たりし中臣氏<sup>〔註二〕</sup>が、御都合によればその排斥した「佛法最初の釋迦像」と稱する——稱するだけでよいのである——佛像を誇らかに安置してゐる歴史的事實である。これ恐らくはある時代に藤氏の勢力が新羅奉獻の佛像をさへその傘下に吸收した事實を示すに他ならないであらう。

又上述の釋迦像の他にも治承の兵火に煙と化したもののが幾つか在つたことは曩に引用せる平家物語

や巡禮記の記載によつても窺へよう。その中で當時この東金堂の本尊であつた丈六の薬師三尊は、前述の釋迦像にも比敵する程の位置を美術史上に有するものである。今此處に少しくそれを考へる。

該像は治承四年を溯る百三十餘年の昔永承元年十二月廿四日に、興福寺の西に隣る民家に放たれた火が、折からの西風に煽られて、寺域に飛火し、北圓堂を残すほかの堂を悉く灰燼に歸せしめた大火のあとをうけて、時の關白賴通が法橋定朝をして造らしめたものであつた。丁度これは現存鳳凰堂の本尊の出來た天喜元年よりも一二三年前のこととなるのである。(永承元年は皇紀一七〇六年、天喜元年は同一七年) であるからこの本尊は丁度鳳凰堂の本尊の左手に藥壺を持たせ、右手を擧げた形相を想像すれば近きものであらう。それが不動尊像ならともかく、平家の語るやうに、火災につゝまれて燃えてゆく有様を眼前に描いてみたならば古美術を口にするものは感なきを得ないであらう。然もなほつけ加へるならば、この賴通の造つた堂は寛仁元年に興福寺五重塔に落雷した火が、東金堂・地藏堂を焼失した後、道長が再建した堂の後をうけて、復興した極めて因縁の深いものなのである。日本文化の黃金時代なりし御堂關白時代に道長・賴通文子が同じ東金堂を再興する等實に小説よりも奇しき運命ではなからうか。そしてその日の道長の日記には、

廿三日(前略) 卯時許、林懷僧都來云、夜部雷落、山階寺御塔付火、其火付東金堂及地藏、燒亡了、自餘堂雖近、無殊事、余發願云、若命及明年東金堂可奉作者、僧成隨喜

と記されてゐる。然も道長はこの年十二月四日に太政大臣に任せられ、從一位に敍せられたのであつた。而してその後萬壽四年まで生き延び、其間に法成寺の造營もあつたのであるから、藤氏の氏寺なる東金堂も定めし美事な御堂に再興されたであらう。そして賴通とても亦それに劣らぬものに復興したに違ひないであらう。

もし現在それ等のものが残つてゐたならばその形相の美に美術史家は垂涎するであらう。

## 二 東金堂再建とその本尊

扱この兵火によつて回祿するところとなつた東大寺興福寺は、新政權の樹立者賴朝の政治的手段の下に、非常な速さを以て復興された。東金堂も其の間にあつて、焼失してより五年たゞざるうちに再建の工事が終了した程であつた。しかるに此處に問題が起つた。それは時の右大臣九條兼實の日記玉葉（元暦二年六月廿八日の條）に述べる如く、御堂は新しく復興されたが、その堂の主人公がおはしまさぬのである。日記には左の如く記してゐる。

文治元年六月廿八日己卯雨降、興福寺所司持來牒狀云 東金堂爲寺家之沙汰、造營已了、於造佛之條、其力難及、仍勸進氏公卿已下受領等、可遂其功云々

扱此の問題が如何に展開したか追究してみる。世は次第に賴朝の權力に押し流されて行く。即元暦

二年八月十四日改元して文治元年となる。(西暦一一八五年) 八月廿八日東大寺大佛落慶供養。

文治二年三月十二日頼朝の奏請に依り近衛基通の攝政藤氏長者を玉葉の著者九條兼實に代らしむ。

文治三年二月廿八日記録所を置く。この頃義經陸奥に下り藤原秀衡に頼る。

同三月九日新攝政兼實の日記に次の如き記載がある。

別當僧正被示云、東金堂衆等、不觸衆徒僧綱等、又不申長吏、自由奪取山田寺仁和寺宮領  
在大和田 金銅丈六

薬師三尊像、欲奉安件東金堂云々、只今承及此由、加制止之處、已奉引出途中云々、自由所行、  
無申限云々、伴堂家直觸申彼宮之由、云々、者可停止之由、早々重可被下知旨、返答了、又可尋

申宮之由仰了

即文は東金堂衆が南大和にある仁和寺宮の領なる山田寺の丈六鑄佛の奪取を企て、途中まで引き出して來たといふのである。この時の仁和寺宮とは守覺法親王にましますのである。

如何に藤氏の氏寺東金堂衆の所行とはいへ餘りの出來ごとであつたのであらう。兼實の日記をみて  
〔註四〕  
も、其後色々と前後策が講せられたことが察せられる。しかし彼が文治五年八月二十二日に該堂へ參  
詣した時の日記には、左の如く記してゐるから、この東金堂衆の暴舉を阻止し得なかつたことが明か  
である。日記の文も自ら大いに責めてゐるやうな書き方でもない。

八月廿一日己酉晴此日下向南都(中略)次向東金堂、別當權別當同以相伴金堂前  
參會也余昇壇上脫沓階上  
壇下也

治承の兵燹に纏はる佛像(保坂)

招上別當覺憲一人、問佛之間事、此佛先年堂衆等盜取山田寺金銅佛奉安置也、彼時雖有沙汰遂以止住、今奉拜誠機緣令然事歟次向食堂

一體こんな暴舉を敢てしてまで山田寺丈六佛を移座した理由は何處にあるのであらうか。吾妻鏡の文治二年三月二日の條には次に示す如き記載〔註五〕があつてこの間の事情が察せられる。

文治二年三月二日

南都大佛師成朝。爲奉造立勝長壽院御佛。被召下之處。傍輩佛師。以此下向之隙。競望當職之申。歎申之間。取彼狀待。令舉申給。其狀云。

佛師成朝申。南都大佛師事。令申之旨。若道理候者。可令申沙汰給候歎。恐恐謹言。

三月二日

賴朝(在御判)

進上帥中納言殿

南京大佛師成朝言上。

興福寺御佛等。早被停止他佛師。任相傳理一向成朝可奉造營事。

件大佛師職者。成朝先師相承。連綿無絕。所謂定朝。覺助。賴助。康助。康朝等也。先祖五代之間。覺成賴助等之時。御寺雖有炎上事。乍置大佛師。他人全無令勤仕御佛等。況彼覺助賴助。凡僧之間。奉御佛造營事。御供養之時。昇綱位畢。今成朝任相傳例。可奉造營之處。他佛師等各各致濫望。面面令奉仕。愁歎之至。無物取喻。是則故平家時。就其所緣申請之故也。但其中

雖有號定朝弟子之輩。更不可比肩。於茲成朝。云重代。云器量。採用之處。誰謂非據。無其骨者。不可訴申。當時御佛奉仕之輩。被尋勝劣無其隱歟。早任先師相傳理。如申請被停止他佛師等。成朝一向可奉造營御佛之由。欲被仰下。就中東金堂御佛等。成朝守宣下。勤仕之處。依奉造營鎌倉殿御堂御佛。成朝。白地下向關東之間。院性。致所望令勤仕云々。事若實者。其恐不少。任道理。被裁許者。彌知正理不朽矣。仍大概勒在狀。言上如件。

尙同書元曆二年五月廿一日の條には

又南都大佛師成朝。依御招請參向。是爲造立此御堂（勝長壽院）佛像也。

とあつて、前條に云へる成朝の鎌倉へ下向せし時日が明白に知られ、

又文治元年十月廿一日庚午の條には

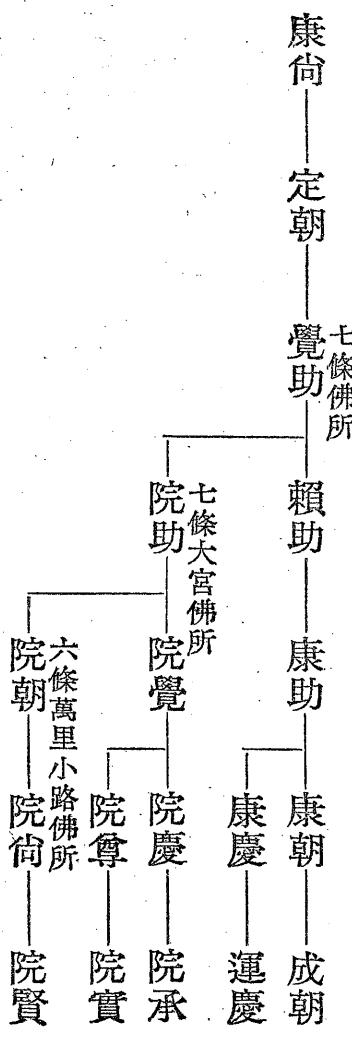
南御堂奉渡本佛。（丈六。皆金色阿彌陀像。佛師成朝也）大夫屬入道。大和守。主計允等。奉行之云云。

と見えてゐて、成朝の造佛に從事することも明かである。又同廿四日には、前掲文獻の事實と照應する記事が見える。

按此等の記録を通して我々は當時賴朝の勢力の如何に大なりしかを知ることが出来るであらう。そして定朝七世の孫成朝はこの新勢力に媚びて、東金堂本尊を造りかけのまゝ鎌倉の勝長壽院の阿彌陀

像を造りに下向したのであつた。その隙に「定朝の弟子と號する輩」なる院性に、興福寺なる繩張りをあらされたのであつた。成朝はそれを頼朝に縋つて取計らひを乞ふたのである。これが功を奏したことば、翌年三月九日に東金堂衆の暴舉が行はれたことによつて察せられる。

一體こゝに云ふ院性なるものは、恐らく佛師系圖に院承とみゆる、七條大宮佛所の佛師で、ここに問題の成朝、又かの運慶と共に定朝より六代目に當る者であらうと思はれる。(左掲系圖参照)



### 三 山田寺講堂本尊 (一)

此處に於いて山田寺の由來と、該佛像の其の後の變遷を追究してみる。

元來山田寺の創始者は入鹿の誅伐に、大化改新に中臣鎌足と共に中大兄皇子を輔けて、力をつくした時の右大臣蘇我倉山田石川麿の願によるものである。しかも石川麿は大化改新の業半にして一族の

蘇我臣日向身刺の讒により、伽藍の完成も見ずして、その一佛殿中にて自經するに至つたのであつた。

日本書紀の記述は必ずしもこの間の經緯を解いて詳かではないが、散見する石川磨に關する記載やこの改新に對する記事の行間より読みとり得る事實は、山田寺該佛像が象徴するかの如くにもみえる。此處に日本書紀より關係する文献をまとめて引用して置く。

皇極天皇紀三年春正月乙亥朔（中略）於是中臣鎌子連議曰、謀大事者不如有輔、請納蘇我倉山田麻呂長女爲妃而成婚姻之昵、然後陳說欲與計事、成功之路莫近於茲、中大兄聞而大悅、曲從所議、中臣鎌子連卽自往婚娶訖、而長女所期之夜被偷於族族謂身、狹臣也、由是、倉山田臣憂惶仰臥不知所爲、少女恠父憂惶、就而問曰、憂惶何也、父陳其由、少女曰、願勿爲憂、以我奉進亦復不晚、父便大悅、遂進其女、奉以赤心、更無所忌、

皇極天皇紀四年六月丁酉朔甲辰、中大兄密謂倉山田麻呂臣曰、三韓進調之日、必將使卿讀唱其表、遂陳欲斬入鹿之謀、麻呂臣奉許焉、戊申、天皇御大極殿、古人大兄侍焉、中臣鎌子連知蘇我入鹿臣爲人多疑、晝夜持劍、而教俳優方便令解、入鹿臣唉而解劍入侍于座、倉山田麻呂臣進而讀唱三韓表文、於是、中大兄戒衛門府、一時俱鎌十二通門勿使往來、召聚衛門府於一所、將給祿、時中大兄卽自執長槍隱於殿側、中臣鎌子連等持弓矢而爲助衛、使海犬養連勝麻呂授箱中兩劍於佐伯連子麻呂與葛城稚犬養連網田曰、努力努力、急須應斬、子麻呂等、以水送飯、恐而反吐、中臣鎌子

連噴而使勵、倉山田麻呂臣恐唱表文將盡而子麻呂等不來、流汗沃身、亂聲動手、鞍作臣恠而問曰、何故掉戰、山田麻呂對曰、恐近天皇、不覺流汗、中大兄見子麻呂等畏入鹿威便施不進、曰咄嗟、卽共子麻呂等出其不意、以劍傷割入鹿頭肩、入鹿驚起、子麻呂運手揮劍傷其一脚、入鹿轉就御座叩頭曰、當居嗣位、天之子也、臣不知罪、乞垂審察、天皇大驚詔中大兄曰、不知所作有何事耶、中大兄伏地奏曰、鞍作盡滅天宗、將傾日位、豈以天孫代鞍作耶、蘇我臣入鹿  
更名鞍作天皇卽起入於殿中、佐伯連子麻呂、稚犬養連網田斬入鹿臣、

孝德天皇卽位前紀天豐財重日足姫天皇四年六月庚戌(中略)是日、奉號於豐財天皇曰皇祖母尊、以中大兄爲皇太子、以阿倍內麻呂臣爲左大臣、蘇我倉山田石川麻呂臣爲右大臣、以大錦冠授中臣鎌子連爲內臣、

孝德天皇紀大化元年秋七月丁卯朔戊辰、立息長足日廣額(舒明)天皇女間人皇女爲皇后、立二妃、元妃阿倍倉柿麻呂大臣女曰小足媛、生有間皇子、次妃蘇我山田石川麻呂大臣女曰乳娘、

孝德天皇紀大化五年春三月乙巳朔戊辰、蘇我臣日向日向字八  
身刺譖倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄麻呂、伺皇太子遊於海濱而將害之、將反其不久、皇太子信之、天皇使大伴猶連、三國麻呂公、穗積嚙臣於蘇我倉山田麻呂大臣所、而問反之虛實、大臣答曰、被問之報、僕面當陳天皇之所、天皇更遣三國麻呂公、穗積嚙臣、審其反狀、麻呂大臣亦如前答、天皇乃將興軍圍大臣宅、大臣乃將二、

子法師與赤豹、秦名自茅渟道逃向於倭國境、大臣長子興志、先是在倭、謂在山田之家營造其寺、今忽聞

父逃來之事、迎於今來大櫻近、就前行入寺、願謂大臣曰、興志請自直進逆拒來軍、大臣不許焉、

是夜、興志意欲燒宮、猶聚士卒、宮謂小墾田宮己巳、大臣謂長子興志曰、汝愛身乎、興志對曰不愛也、

大臣仍陳說於山田寺衆僧及長子興志與數十人曰、夫爲人臣者安構逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者元非自身故造、奉爲天皇誓作、今我見譖身刺、而恐橫誅、聊望黃泉、尙懷忠退、所以來寺使易終時、言畢開佛殿之戶、仰面發誓曰、願我生々世々不怨君王、誓訖自經而死、妻子殉死者八、是日、以大伴猶連與蘇我日向臣、爲將領衆使追大臣、將軍大伴連等及到黑山、土師連身、采女臣使主麻呂、從山田寺馳來告曰、蘇我大臣既與三男一女俱自經死、由是將軍等從丹比坂歸、庚午、山田大臣之妻子及隨身者亦自經死者衆、穗積臣囁捉聚大臣伴黨田口臣筑紫等、著枷反縛、是夕、木刀刑舉其完、叱咤啼叫而始斬之、甲戌、坐蘇我山田大臣而被戮者、田口臣筑紫、耳梨道德、高田臣麻呂、蘇我臣日向、穗積臣囁、以軍圍寺、喚物部二田造鹽、使斬大臣之頭、於是二田鹽仍拔大臣醜醜此云雄、額田部湯坐連、闕名奏吾寺等凡十四人、被絞者九人被流者十五人、是月、遣使者收山田大臣資財、資財之中、於好書上題皇太子書、於重寶上題皇太子物、使者還申所收之狀、皇太子始知大臣心猶貞淨、追生悔耻、哀歎難休、卽拜日向臣筑紫大宰師、世人相謂之曰、是隱流乎、皇太子妃蘇我造媛聞父大臣爲鹽所斬、傷心痛惋、惡聞鹽名、所以近侍於造媛者、諱稱鹽名、改曰堅

鹽、造媛遂因傷心而致死焉、皇太子聞造媛徂逝、愴然傷怛、哀泣極甚、於是野中川原史滿進而奉  
歌、歌曰、耶麻鵝播爾、烏志賦拖都威底、陀虞毗預俱、陀虞陞屢伊慕乎、多例柯威爾雞武、其模  
騰渠等爾、婆那播左該騰模、那爾騰柯母、于都俱之伊母我、磨陀左枳涅渠農、二皇太子慨然頽歎  
褒美曰、善矣悲矣、乃授御琴而使唱賜絹四疋、布廿端、綿二裹、

更に山田寺に關する文獻として信ず可きは智恩院に藏する上宮聖德法王帝說の裏書である。それに  
よると、

(舒明天皇)  
十三年辛丑春三月十五日始淨土寺云々、住云辛丑年始平地、癸卯年立金堂云々、戊申始僧住、己  
(大化五年)(天智天皇元年)(天武天皇二年)  
酉年三月廿五日大臣遇害、癸亥構塔癸酉年十二月十六日建塔心柱、其柱礎中作圓穴、刻淨土寺、  
其中置有蓋大銚一口、內盛種々珠玉、其中有塗金壺、壺內亦盛種々珠玉其中有銀壺、壺中內有純  
金壺、其內有青玉玉瓶、其內納舍利八粒、丙子年四月八日上露盤、戊寅年十二月四日鑄丈六佛像、  
(天武天皇十四年)(天武天皇五年)(天武天皇七年)  
乙酉年三月廿五日點佛眼、山田寺是也

とあつて、堂塔建立に着手してより完成まで半世紀近くの日時を要した程であつた。勿論願主石川麻  
呂の自經等によつて、一時該事業が中絶したことも原因してはゐたであらうけれども、現存遺址の狀  
態から考へても、亦治安三年十月に御堂關白が高野參詣の途次ここに立ちよつた時の記録によつても、  
規模の極めて壯大なりしことは察せられる。即扶桑略記同年十月十八・十九兩日の條には左の如く記

されてゐる。

次御山田寺已以入夜、前常陸介維時參來、大僧都扶公、威儀師仁満等辨備飯膳〔十八日の條〕

覽堂塔堂中以奇偉莊嚴言語云默心眼不及御馬一疋給大僧都扶公〔十九日の條〕

しかもこの治安三年は、かの榮華の限りをつくした法成寺金堂の落慶供養の行はれた翌年のことであり、その道長の足を運ばしめ、その眼を瞠らしめた程の勢が、少くともその頃迄は存してゐたのであつた。

扱問題の佛像はこれら堂塔のうち何處に存したものであるかと云ふに、上述書記の記述と、法王帝說の裏書とによれば、石川磨の自經した大化五年には金堂は完成し、衆僧も住してゐた旨が記されてゐるから、少くとも金堂の本尊は存したと考へられる。さうすると法王帝說の云ふ、天武天皇十三年に開眼された丈六佛像は講堂の本尊と考へる可きであらう。そしてこの佛像の完成せる年の八月親しく山田寺に行幸あらせられたことは書紀に記さるゝ所である。

一方時代は遙に降る文献であるが、諸寺縁起集の山田寺講堂の條には

五間四面丈六十一面、光中十駄菩薩形八駄神形 藥師丈六鑄佛日光月光鑄佛也今興福寺東金堂

とあつて、講堂に藥師丈六鑄佛の存したことが明白に記され、且その像は緣起の出来た頃興福寺東金堂に存してゐたものであることも明らかである。文面に明記はないが、之即ち東金堂衆が文治三年に

盗み出したものであることに相違はない。以上の如く中古の文献に稍不備は存するものゝ、文治三年に東金堂衆が、南大和の山田寺から盗み出した佛像は、天武天皇十三年に造られた山田寺講堂の本尊なることが知り得られるのである。

#### 四 山田寺講堂本尊 (二)

其後興福寺東金堂は文和五年春二月十七日に雷火によつて焼失してしまつた。しかしこの折は幸にも火の廻りが遅かつたとみて、東金堂に在した諸尊は悉く出し奉り、食堂に避難させた。そして應安二年十二月十三日に新建の東金堂へ再び安置されることとなつた。所が半世紀もたゞざる應永十八年閏十月十五日に雷火の爲東金堂は又々回祿する處となつた。この折の状態は興福寺別當次第(大日本佛教全書本)によれば

應永廿年閏十月十五日雷落。懸東金堂塔婆。東金堂。摠宮。大湯屋。新御願二基御塔焼失。東金堂本□亡燒了。御□□殘了。自餘佛像具足等取出了。

とあつて、知り度い所が缺けてゐて極めて歯がゆい。しかし古記部類に

應永廿二年卯月十三日東金堂本尊御頭奉鑄了、無爲無事、廿五日、今日東金堂本尊御身奉鑄、大部無爲、少分湯不届之所有之、日中以後牛玉奉入



像 尊 三 師 藥  
(尊本堂講寺田山舊)

とあるから、この雷火によつて舊山田寺講堂の本尊は或る一部を残し留めたものゝ、殆んど焼亡してしまつたことが明かである。そしてこの時新造された薬師三尊は同年六月廿六日に東金堂に安置さることとなつた。尙興福寺濫觴記によればこの像は河内鑄師の鑄奉る所である。これ即現在東金堂に在します銅像本尊である。

山田寺講堂本尊の奇しき運命は謎のやうに文献の蟲損は殘つてゐたが、一時これで終つたやうにみえた。しかしこの謎の解ける日が巡つて來た。

昭和十二年十月卅日、東金堂の解體修理遂行中のことである。はしなくも河内鑄師鑄奉るところの現東金堂本尊の臺座の下より、圖示するが如き銅佛頭と銀の佛手其の他が發見された。そして更にそれに關する調査が進むにつれて、臺座に墨書銘の存することが認められた。それによれば次の如き顛末が推察出来る。<sup>〔註六〕</sup>

即應永十八年閏十月十五日の火災に際し、諸尊祕佛并文書等は悉く之を出し得たが、時あだかも大綱が無かつた爲、急據本尊を取り出し奉り得ず對策を施してゐる間に火は南より入り、火煙が内陣之間に滿ちてしまつたので、堂家之老若番匠土民等懷愁流涙しつゝも、本尊を取出し奉り得なかつた。しかるに該本尊の御首のみ堂の焼け倒れた後殘留してゐたのを發見したので、新造鑄佛の臺下に之を安置し奉ることにした。

此處に於いて前掲興福寺別當次第の蟲損も「金堂本尊亡燒了、御首燒殘了。自餘佛像具足等取出了」と三字入れて讀めば、これらの史實と文獻の間に矛盾なきものとなるであらう。

この發見に對し、美術史學者の間には、假說をもうけて色々憶測をたくましくしてゐる向もないで  
〔註七〕  
はない。しかし私は現在の所すなほに、この佛頭は舊山田寺講堂本尊の首であつて、現東金堂の兩脇侍も亦、その兩脇侍たりしものと考へてゐる。よし現在迄に於ける美術史研究史上この佛頭の様式が

稍法王帝說裏書の示す年代に對して進み過ぎる趣があらうとも、それは美術史上の常のことであつて、一向に差支へないことであるからである。又新發見の佛頭と、兩脇侍の間に様式上小異が認められやうとも、昔造佛の折に左様なことが生ずることもあつたのであらうと私は解してゐる。そしてもし、山田寺講堂本尊造立の時のこと顧みるならばそれも亦當然であつたのかも知れないのである。即前に述べたやうに、法王帝說の裏書によつて、この丈六藥師三尊像は天武天皇六年十二月四日に鑄造に着手され、その完成は七年も後の、天武天皇十三年三月廿五日の事であつたからである。

しかも餘りにも偶然なことながら、現在南大和の田園の間に遺存する山田寺の遺跡に於いても、この像の安置されてゐた講堂の址の礎石が一番よく遺つてゐるのである。そして現在の山田寺はそのほんの一隅を召めてゐるに過ぎない程の退轉ぶりなのである。それでも流石に土壇や礎石は昔の壯大を思はせ、且創建當初の堂塔が所謂四天王寺式の伽藍配置なりしことを示してゐる。

石田茂作博士の測定に従へば講堂は其の梁行

〔註八〕

$$10.4 \text{ 尺} + 13.2 \text{ 尺} + 13.2 \text{ 尺} + 10.4 \text{ 尺} = 42.2 \text{ 尺}$$

なる中間の廣い四間となり、桁行は

$$10.5 \text{ 尺} + 14.7 \text{ 尺} + 14.7 \text{ 尺} + 14.7 \text{ 尺} + 14.7 \text{ 尺} + 10.5 \text{ 尺} = 109.2 \text{ 尺}$$

なる八間なりし事が推せらる。しかもこの桁行の偶數間なる事は法隆寺・四天王寺・北野廢寺址と共に極めて稀に觀る建築學上の事實なのである。又この寺址は古くから好事家の間にも

鎧瓦——それは單瓣の蓮華文から複瓣になり行く中間様式を有してゐる——

宇瓦——それは唐草文様の行はるゝ以前の重弧文を有してゐる——

檼木瓦——それは塔址より發見せるゝといはれ、これによりて、塔の檼木の角檼木でなく、丸檼木を使用した建築なりしが推定出来るのであるが——

博佛——これは金堂址より發見せるといはれ、これを四壁に嵌入して千佛洞の趣を作したといはるゝのであるが——

等を出土するのを以て有名であつた。

これ等千二百五十歳乃至千三百歳に及ぶ「世繼」や「繁樹」等は今日の昭代に「佛の御しるし」が「ふれしく」も「たいめ」して、我々に何を「昔物語」してゐるのであらうか。しかしこれらのもの

は遺物たるものゝ御多分にもれず、「啞」<sup>[註一〇]</sup>であつて、聲を發することがない。さればその「解釋」こそ

吾人に課せられた任務ではあるまい。

### 五 む す び

以上治承の兵燹に纏はつて變相を餘儀なくさせられた、一二三の佛像について述べ來つたのであるが、それは或る時代に、或る人によつて造られた佛像なるものゝ變遷の歴史であると共に、時代々々の人々がそれに對して如何なる態度で臨み、如何なる判断を下したかといふ歴史でもある。そして寧ろこの小論の企圖は人間なるものが、同一の佛像に對してさへ、如何に各人各様の擅まゝなる内容を盛つて臨んでゐるかを深く考へ、その點よりあくまでも人間の作つた佛像なるもの全體を反省せんと期したものである。

我執的鬭争に他ならぬ治承の兵火によつて、定朝の造る所の東金堂本尊の焼失の結果は、又各人各様の形に於いて餘りにも淺間しき足跡を史上に印してしまつたのである。即前述せる如く、定朝より六代目の成朝院性等は父祖の造りし尊像の再興を我が手に獨占せんとして、みにくき爭ひを演じ、その結果は山田寺講堂本尊奪取なる事件まで惹起せしめたのである。山田寺にあつては石川麻呂程の忠義にさへ深き覬慮を垂れさせ賜ひ、御幸まで忝くせし御堂の佛像を何の顔がありて奪取され得やう

か。其處には山田寺なる保證されたる地位に居据り、醉生夢死した無氣力な僧侶群の存在が想像されるであらう。又鳥獸戯畫の筆者の構想した「猿僧正」以下の淺間しき限りをつくせる坊主共の圖も照應されねばならない。又その作如何に優なりとしても、盜み出した佛像で堂を飾り得べくもなく、それ如何なる面持ちで額付くのであらうか。まして如何なる態度で衆生を教化し得やうか。これら道德判断の不可能者を默許して微笑し來つたのが圖示せる佛頭である。

〔註九〕  
「佛菩薩よりは活動的な天部神將像に優秀な作例を多く見出すことが出来る」といはるゝ鎌倉時代彫刻の特色や、そこに生れた憤怒相もかゝる事實に對して、必然的に要求された歴史様相に他ならなかつたのである。

一體現今では廣く佛像を美術品・藝術作品として、鑑賞したり、研究したり、賣買したり、することを、何等不思議にも思はぬし、又それが一つの流行になつてゐる向さへもある。しかしかゝる取扱ひをするやうになつたのは決してそんなに古いことではなかつた。江戸時代にその萌芽は認められないとではないけれども、大勢は明治時代に入つてから、外人がそれまでは野蠻國であると思つてゐた日本に、かくも立派な彫像や畫像の存すことを知つて、宗教心とは別な立場からそれを鑑賞しはじめた頃から始まるといつても差支へなからう。そして又一方には會津博士が渾齋隨筆のうちに御自分のこのやうに「唐招提寺の圓柱」について、

こゝまで話が行き着くと、私は今一つ云つておきたいことがある。それは私の歌にあらはれて來た圓柱のそもそもの正體である。今どきの美術學者は、いひ合はせたやうに柱の高さとか、直徑とか、その比例とか、エンタシスがあるとか無いとか、そんなことを丹念に説明したがる。そして此等の二つの寺の（法隆寺と唐招提寺）時代の論定に餘念がなく、その間に百幾十年といふ巾の廣い溝を堀るから、一首の歌を一方の寺で詠みかけて、他方の寺で詠み据ゑたといふことは一ことに學者の片割とも見られてゐる私として——さだめし少からぬ悔蔑の種となることであらう。しかし私はそれどころでなく、もつと大きい不心得ものであるかも知れぬ。といふのは、奈良の御堂に見るやうな圓柱に對して、私の持つ限り無い愛着の根底を、つくづくと洗つて見るのに、それはもとより唐招提寺でも法隆寺でもなく、遠い昔の遠い國ギリシヤの神殿にあるらしい。

もう三十年以上の昔になるから進んだ今の世の中では、もちろん口に出して云ふほどのことでもないが、一時私は、無暗にギリシヤのことが知りたくなつて、其頃手に入るかぎりの幾十冊かの書物で、わざかに渴を癪したことがあつた。この頃のまだ若かつた私のあたまによほど深く染み込んだものと見えて、パルテノンやテザイオンの圓柱か、今にしても尙私をして奈良のそれ等に興せしめるのであるらしい。

と述べて居らるゝが、恐らくこれが偽らざる日本美術史の發足でもあつたと思はれる。

それまでは佛像は拜まない人も居たではあらうが、何といつても拜むものであつた。現在でも木村小舟氏の如く（佛像佛畫物語の緒言）

されば又これが彫成、描寫を依頼せられし名匠も敢て名利にのみ走らず、廣大無邊の佛德を讚仰し、之に融合し之に冥合して、いはゆる一刀三禮、一筆捻香の赤誠を捧げ、不淨を遠ざけ、雜念を断じ、専ら至心信樂を以て事に當りしや亦論を俟たない。

かくて祕襲千年の後に傳り、今日猶到る所の古寺廢廟に遺存せる主要なる佛像及佛畫の類は、其大部分が、上記の如き理由の下に完成せるものにして、其來由や眞に深遠、且貴重、所謂入魂入神の尊體ならぬはなく、何人と雖も、渴仰禮讚を禁じ得ないであらう。即ちこの意味に於て、祖先の歸教したる、崇高の精神に同化して、恭しく佛前に端座し、合掌して其尊容を仰げば、必ずや神人冥合の靈境に到達し、胸臆の靈絃自らにして高鳴るを覺ゆる者、只それ吾等のみではあるまい。

然るに偶々古美術研究を名として、祕襲千年金龕の扉を固うしたる貴重の佛像をすら濫りに木偶土偶視し、且其像體の好拙を品論し、或はこれが手法表現を批評論説し、單に時代工匠の手腕を云々するが如きは、啻に靈佛の尊嚴を冒瀆するのみならず、併せて祖先の精神を破滅せしむる者と云はざるを得ない。

と持して居らるゝ方もある位である。しかし歴史的事實といふ觀點からみれば佛像を美術品として觀ずることも、佛像を禮拜の對象として觀することも同じ意味をもつものである。又止利佛師にしても、定朝にしても、蓮慶にても、人間なる點に於いて、人麿や、紫式部や、芭蕉等と少しも變りないのであつて、我々が萬葉集や、源氏物語や、奥の細道を批評したり解釋したりするやうに、彼等の作った佛像を鑑賞したり、批判したりした所で何の差支へもないものである。

野間清六氏の近著「日本彫刻の美」は極めて眞摯な態度で、わかりよく論述せられてゐる點を私は敬服するものであるが、此の如く専門に日本彫刻史を研究された方でも、佛像に對すると遠慮勝ちであることが、此の伎樂面を記述される節に於いて

なほ又伎樂面は鑑賞者に甚だ都合のよいことがある。それは禮拜すべきものでないの樂な氣持で身近にしげ／＼と眺められ、(以下略)

と述べて居らるゝことによつて窺はれる。さりながら江戸時代の佛像に對しては何等取りあげる所がない程輕視して居られるのである。勿論私とて江戸時代の佛像に對して興味はない。しかし一般の人々が美術史といひながら、殆んど江戸時代の佛像に對して顧みざることに對しては興味深く思つてゐる。之は要するにお互の判断が江戸時代の佛像に對しては暗黙のうちに價值なしと認めてゐるからである。古美術の鑑賞といつても要するに人間の價值判断なのである。即如何なる佛像でも美術品とし

て合格するのでなく、よく出来た彫像や畫像でなければならぬのである。

所が又逆な現象もある。それは其の像の出来た時代の遺品が他になかつたり、又は田舎出來の拙作でも記年銘でもあると之が又非常に珍重される。この場合に於いては資料的價値は認められるけれども、前述の批判とは全く矛盾することになる。而も多くの人はそれをも亦同様に優作と認めることが多い。

人間といふものはそれ程我が儘な判断をする動物なのである。學問を絶対の眞理の追求とか、科學だと買ひ上げてゐても、その實際はこれ程のものであることが多いことを我々は忘れてはならない。

佛像が始めて渡來した時もさうであつた。これを信せんとしたものも、排したものも、佛教を深く研究した上での態度ではなかつた。唯それを政治的鬭争の道具に使用したに過ぎなかつたのである。

その時傳へられた佛像と難波の堀江へ捨て去る程藝術的價値がなかつたのでもなかつたであらう。それはファウストに云ふ「人間は自分に了解らないものはこきおろし善いものでも美しいものでも手に負へなければ難くせをつける」態度に他ならなかつたに違ひない。又崇佛派にしても「新物好き」的態度がその大分を占めてゐたに違ひないのである。あの「氣味の悪い笑ひ」が再び日本彫刻史上に現じ來らざることも、あの様式が本當の日本的な好みでないことを雄辯に語つてゐるではないか。

東大寺法華堂の日・月光菩薩像、同戒壇院の四天王像——これらを優作とみとめぬものはないであらう。然し天平彫刻がこれらの如きものののみを豫想し得ることは、遺物があまりにも明かに示してゐる。唐招提寺の梵天・帝釋像のたるんだ姿、そしてその臺座の佛像の臺座にあるまじき言語道断な戯書きは何を物語るものであるらうか。萬葉集はそれを代辯してかく詠じてゐる。

池田朝臣噦大神朝臣奥守歌一首

寺寺之 女餓鬼申久 大神乃 男餓鬼被給而 其子將播 [三八四〇]

大神朝臣奥守報噦歌一首

佛造 真朱不足者 水渟 池田乃阿曾我 鼻上乎穿禮

笠女郎贈大伴宿禰家持歌

不相念 人乎思者 大寺之 餓鬼之後爾 額衝如 [六〇八]

かくの如く造像に際してさへ示された墮落さ加減は、續日本紀延暦二年十二月戊申の條に

(前略) 敕、先有禁斷、曾未懲革、而今京内諸寺、貪求利潤以宅取質、廻利爲本、非只綱維越法、抑亦官司阿容、何其爲吏之道、輒違王憲、出塵之輩、更結俗網、宜其雖經多歲、勿過一倍、如有犯者、科違勅罪、官人解其見任、財貨沒官、

と記されてゐる事實と照應するであらう。これが奠都直前の歴史的事實であつたのである。

日本靈異記には甚しくも「愛欲を生じ吉祥天女の像を戀ひ感應奇表を示す縁」なる傳承がもつともらしげに輯載されてゐる。文を示せば次の如きものである。

### 生愛欲戀吉祥天女像感應示奇表縁

和泉國泉郡血渟山寺、有吉祥天女壇像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞、來住於其山寺、睇之天女像而生愛欲、繫心戀之、每六時願云、如天女容好女賜我、優婆塞夢見婚天女像、明日瞻之彼像裙腰不淨染汚、行者視之而慚愧言、我願似女何忝天女惠自交之、媿不語他人、弟子偷聞之、後其弟子於師無禮、故噴擗去、所擗出里訥師程事、里人聞之往問虛實並瞻彼像淫精染穢、優婆塞不得隱事而具陳語、諒委深信之者无感不應也、是奇異事矣、如涅槃經云多姪之人畫女生欲者、其斯謂之矣、

これ體の要求が佛像に對する態度なりしが、よし說話はこしらへ上げたものにせよ事實であつたに違ひないのである。そしてこの頃の作といはるゝ法華寺の十一面觀音像や、觀心寺の如意輪觀音像はそれに應ずる程の様相であることは否めぬ事實であらう。此處に至つては佛像と雖も浮世繪に描かれた遊女や矢場の女等と何等異なる所が無い有様である。

道長の榮華は文字通り空前絶後のものであつた。それを象徴するのが彼の法成寺である。しかし榮華物語の記述を窺ふに足る遺物は全く存してゐない。唯鳳凰堂等の状態から考へてもその藝術的價値

の容易ならぬものであつたことは疑ひなき所である。そして道長が死ぬときはこの法成寺本尊の阿彌陀様へかけた紐の先を自分の手に握りしめて往生したのであつた。榮華物語は次の如く記してゐる。

すべて、臨終の念佛思しつゞけさせ給ふ。佛の相好にあらずより外の色を見むと思しめさず、佛法の聲にあらずより外のよの聲を聞かんと思しめさず、後生の事より外の事を思しめさず、御目には彌陀如來の相好を見奉らせ給ひ、耳にはかう尊き念佛を聞しめし、御心には極樂を思しめしやりて、御手には彌陀如來の御手の糸をひかへさせ給ひて、北まくらに西向に臥させ給へり。

餘りにも眞に迫つた阿彌陀來迎群像である。世に多く存す阿彌陀來迎圖はかかる堂塔佛像等を構へ得ざる一般民衆の爲に佛寺に於いて禮祀せしめた遺物に他ならぬのである。

「出山釋迦圖」「釋迦苦行圖」なる畫像がある。多く禪宗を背景として出來たものであるが、この像とて、あらゆるもの投げ出して人間の問題追求に精進した無我正覺者釋尊をその像を見る時聯想することなしとせば、無精ひげを生やした、神經衰弱にかゝつたやうな、寧ろ病的な面想の所有者の畫像たる位置に下降されるであらう。

世にマリア觀音像と稱するものがある。江戸時代にキリスト狂信者が、マリア像に似た觀音像を求めて、竊に禮拜した時の遺品である。多く支那製のものであつて、子を抱いたり、胸に十字架に似た凸形を刻み出したりしてゐる點がマリア像と相通ふものがあつたので、彼等の禮拜の對象となつたの

であつた。彼等のキリスト教信仰が如何に眞摯にみえて、その内容は實に新しく渡來した佛教の一派たる意義を出でさるものであることを、この像は端的に示してゐるのである。

日本に於いては佛教の渡來即佛像の渡來であるから、その間には不可分の關係があるが支那にあつては其の間の關係が日本のやうに明白ではない。といふのは支那に初めて佛教が傳來した頃佛像が共に渡來したか否かは明白でないからである。元來本家の印度に於いては、印度人の民族的傳統として古くは尊いものを具體化することは大いなる冒瀆であると信じてゐたので、ヴェーダの如きも、之を文字に表現することさへなく、人格的に會得せんと努めたのであつた。さればこそサーンチー塔の佛傳圖に於いてさへも釋尊を人の形などで現はすことなく、何かの象徴を以て表現してゐるのである。即「釋尊が王城から抜け出すところは、只馬と馬丁丈けで、馬上に人物は居ない。王城から何れかへ急ぐ姿である。釋迦が車匿とカンタカに別れて、山林に入るところは、亦馬丁と馬丈けで、馬の向が王城の方へと變つてゐるのみで、釋迦は見えてゐない。又菩提樹の下で成道したことを現はすにも、釋迦といふ人は居ない。樹下の座に法輪が浮き彫りにしてあるばかり」なのである。それが次第に大乗思想の展開に伴つて、菩薩像の次に佛像もみることが出来るやうになつたのである。それが年代的に何時迄溯り得るやは學界に定論のなき所ではあるが、サーンチー塔の造られた頃には、その存在の可能性は全く考へられないから、少くとも西暦紀元頃まで溯ることは出來ないであらう。

かくこしらへ上げられた姿に於いては、顱頂骨に凸起を作つたり、額に白毫を構へたりすることによつて、超人的存在たる釋尊を表現したのであつた。そしてその構想の要素が時代と共に次第々々に増加して、經典に相貌を三十二相等と規定するまでに至つたのである。しかしその像と雖もあくまで人間像の局部的變異を以て満足しなければならなかつたのである。これ蓋釋尊が人間たりし理由によるのみでなく、人間にとつて人類以上の高等動物は構想し得なかつた所に起因すると、云はねばならない。そして遂には白毫のある位置に疣のあるといふ程の似通ひさへ人相として好ましいといはる迄にたち至つたのである。

釋迦像といつても各民族各様に、又各民族に於いても、各時代各人各様に皆差異の存す所は、ある規定の下に作られたとはいへ、瘦肥幽艶等は各人各様にその好む所に従つて構想した釋迦像に他ならないからであつて、それを構想した作用は、鵠なる獸物を、鳳凰なる鳥を構想した作用と何等異なる所がないのである。我々は畫かれたり、彫まれたりした鳳凰像に藝術的價値を見出すと同様に、佛像なる彌像畫像に對しても藝術的價値を認めることは出来る。しかし若しそれ以上の價値を佛像に求めんとするならば、それは佛像なる彌成物や、畫成物には期待出来ないのであつて、それはその内容を與へる側に存すのである。

歴史に鑑みても、佛像を方便的存在として使ひこなし得た事實は、極めて稀な事であり、殆んど全

部がこれに憑かれた歴史的であることは、佛像の價値を自ら露呈してゐるものと云ふ可きではあるまい。そして普通には造像や、寫經の盛大さを以て、佛教の盛大さを意味するものと考へて疑はぬのである。

我々はかかる歴史的事實に鑑みても、藝術なるものゝ性質と其の達し得らるゝ範圍と、人間完成の問題との間に存する懸隔を知らねばならないのではなからうか。

〔註一〕 興福寺流記・興福寺濫觴記。

〔註二〕 足立康氏「七大寺日記」「七大寺巡禮私記」雜誌「東洋美術」(第十六號所載)による。

〔註三〕 山階流記・僧綱補任裏書

尙此の堂の再建年代の研究は足立康氏「興福寺東金堂再建年代考」(史蹟名勝天然記念物第七集第九號所載)に詳述されてゐる。

此處にその一々の批判引用を避くるは、拙稿の意圖は同氏の研究とは全く異なるが故である。

〔註四〕 文治三年三月十日、十一日、十七日、廿三日、廿四日、五月廿三日、七月四日、等の條。

〔註五〕 足立康氏はこの記事に注目せられなかつた爲「石川麻呂追福の佛像」(史學雜誌第四十六編第二號)に於いてその失考が存する。

〔註六〕 雜誌「東洋美術」第二十五號所收黒田昇義氏報告文「興福寺東金堂佛頭佛手發見記」による。

〔註七〕 雜誌「東洋美術」第二十五號 古美術界雜記。

〔註八〕 飛鳥時代寺院跡の研究。

〔註九〕 「日本美術史」帝室博物館。

治承の兵燹に纏はる佛像(保坂)

[註10・11] E. Bernheim, Einleitung in die Geschichtswissenschaft. Kapitel III. c) Überreste.....aber die Überreste sind grossenteils sozusagen *stumm*, und wir erlangen zum Teil erst Auskunft von ihnen durch Schlüsse auf die Vorgänge und Anlässe, aus denen sie hervorgegangen sind und die zu bezeugen. ....Derartige Schlüsse gehören der "Interpretation" an und erfordern nicht selten umfangreiche Kenntnisse und Findigkeit.